

7女性のキャリア支援事業運営業務委託仕様書

1 委託業務名

7女性のキャリア支援事業運営業務

2 委託場所

つくば市内

3 委託期間

契約締結日翌日から令和8年（2026年）3月16日（予定）

4 目的

女性の就業率は、どの年齢階級においても上昇しており、結婚や出産を契機に仕事を辞める人は減ってきていると考えられる。しかし、女性の雇用形態の半分以上は非正規雇用が占めていて、女性の正規雇用比率は25～29歳をピークに年齢の上昇とともに低下するL字カーブを描いている。これは、出産を契機に働き方を変える、もしくは、いったん退職して子供が大きくなったら非正規雇用労働者として再就職することが多いことが要因だと考えられる。また、女性の平均給与（実質）は男性と比較して低く、この30年間ほぼ横ばいで推移している。

このような働き方と収入の状況は、高齢者の貧困率が男性よりも女性の方が高いことや、ひとり親の母子世帯の平均年間就労収入が父子世帯よりも低いこと、あるいはDVの問題に直面した女性が経済的な理由から配偶者等から離れる選択をできない状況に追い込まれる等、経済的な安定を確保できていないことを要因に自身の幸福（well-being）を追求できない状況を生み出していると考えられる。

本事業は、セミナーを通じて「自分を変えたいけれど、どのように動けばよいのかわからない。」「自分の生き方（特に働くこと）に自信が持てない。」「働きたい気持ちはあるが、不安があって行動に移せていない。」といった課題を抱える受講者が、これまでの自身の経験を振り返り、特徴や強みを理解することに加え、それぞれの現状を踏まえた生き方や働き方等のキャリアを考えるきっかけとなるセミナーを受講することで、就労に向けた行動を起こす前の段階として、経済的な安定が確保できている状態（経済的自立）の重要性を認識し、自身の生き方、働き方及び幸福（well-being）について主体的に選択しながら生きるための第一歩を踏み出せるようになることを目的とする。

5 対象者

対象者は以下の条件を全て満たす者とする。

- (1) 出産・育児等のライフイベントによって働き方を見直したいと考えている女性

や、離職後にブランクがあるため就労へ踏み出すことが難しいといった課題を抱えている女性であって、現在、無職又はパートタイムで勤務しているつくば市内在住の者。なお、主な対象の年齢層としては 35～54 歳を想定するが、この年齢層以外の者を対象から除くものではない。

- (2) つくば市が別途実施する、家計管理や生活設計などお金に関する知識や判断力を身に付けるための金融リテラシーセミナー（令和7年12月頃までにセミナーを開催し、アーカイブ動画を配信予定）の受講者又はそのアーカイブ動画を視聴した者（本事業の1回目のセミナーまでに視聴完了する見込みの者を含む）。

6 受講によって期待される効果

セミナーを通して、受講者に以下のような意識の変化や行動変容が生じることが期待される。

- ・ 自分の特徴や強みを知ることで、自分を肯定的に受け止める力が身に付く。
- ・ 働くことや新しいことに挑戦することへの心理的なハードルが下がる。
- ・ 就労に踏み出す前向きな気持ちが生まれる。
- ・ 自身の幸福（well-being）を追求する中で、経済的な安定が確保できている状態（経済的自立）が重要な要素であることを認識している。
- ・ 自分らしい生き方、働き方及び幸福（well-being）についてイメージができるようになる。
- ・ 受講者間のつながりを通じて相互にエンパワーメントされることで、就労することに対して自信が持てるようになる。

7 業務内容

(1) セミナーの企画に係る業務

ア 出産・育児等のライフイベントによって離職したり、離職後に長期間のブランクがあるため就労に対して心理的なハードルを感じている受講者が、これまでの人生を振り返り自身の特徴や強みを理解することに加え、今後の生き方・働き方（キャリア）や自身の幸福（well-being）について考えるきっかけを得られる内容のセミナーを企画すること。

〈セミナーのテーマ（例）〉

- ・ 自分の考え方にジェンダーによるバイアスがあることに気付く。
- ・ これまでの自身の経験の振り返りから自身の特徴や強みを知る。
- ・ 自身の特徴や強みを踏まえて、自分らしい生き方や働き方（キャリア）を考える。
- ・ 就労に関する社会情勢や労働環境に関する情報を知り、仕事の選び方や探し方を学ぶ。
- ・ ロールモデルから話を聞く。

- ・ 家庭と仕事の両立について知る（家庭内の家事・育児の分担の見直しなど、ケア労働の負担を軽減する方法を学ぶ）。

イ セミナーは全4回の開催（1回あたり2時間程度）とし、同一の受講者が連続して出席することを想定した内容とすること。

ウ 受講者間のつながりやネットワークづくりを意識した内容とすること。そのため、すべての回において必ずグループワークを実施すること。

エ 受講者の定員は、20名とする。

オ セミナーは、令和8年（2026年）1～2月中に実施する。

カ 実施方法は、対面形式を基本とする。ただし、内容によって有益と考えられる場合は、リアル開催とオンライン形式を併用することも可とする。

キ 受講料は無料とする。

(2) セミナーの運営に係る業務

ア セミナーを的確に実施できる専門知識等を有し、1年以上、同様のセミナー講師経験を有する者を講師として各回1名以上手配すること（謝金及び旅費等の一切の経費は受託者の負担とする）。

イ グループワークでは、必要に応じて講師以外のファシリテーターを1名以上配置し受講者同士のコミュニケーションを促しながら進行できる体制を取ること（謝金及び旅費等の一切の経費は受託者の負担とする）。

ウ 受講者向けに託児サービスを実施すること。

(ア) 受託者は、託児の申込受付、保育士手配、託児のための部屋の設営、セミナー当日の託児の運営等、託児サービスの実施に伴う一切の業務を行う。

(イ) 託児は最大10名までとする。

(ウ) 託児に必要な部屋の使用料以外の託児に係る一切の経費は、受託者がすべて負担するものとする。

エ 受託者が、セミナー当日の会場設営（案内提示を含む）、受講者の受付（出欠確認、資料配布等）、司会進行、講師との調整、機材の準備調整等を含む開催に必要な業務を実施するものとする。

(3) 受講者募集・広報

ア 受講者を募集するためのチラシ等の作成及び印刷を行うものとする。チラシ等を作成するにあたっては、セミナーの主な対象者を意識し、集客につながる内容のものにすること。

イ チラシ等での広報に加え、ウェブサイトやSNS等を活用した効果的な広報を行うこと。

ウ 受託者が受講者の申込受付のほか、問合せ対応、セミナーに関する通知をはじめとする対応業務を行うものとする。

(4) 開催結果報告

ア 受託者は、各回毎に「実施結果報告書」（契約時に様式を配布）を作成し、速やかに市に提出すること。

イ 事業の効果及び利用者のニーズを把握するため、各回毎に受講者にアンケートを実施し、集計、分析した報告書を速やかに市に提出すること。なお、アンケート項目については、市と協議の上決定すること。

8 業務運営体制

(1) 本業務の実施に関し、契約期間中、円滑かつ組織的に対応できる体制を整えること。

(2) 本業務を統括する業務責任者を1人配置し、次の業務を担当すること。

ア 本業務の運営管理・推進・市との連絡調整

イ 本業務で配置するスタッフの指導と支援

ウ その他本業務の運営上必要と認められる事項

9 会場及び物品の使用

(1) 会場（託児のためのスペースを含む）の確保は市が行う。また、受託者は市が会場を確保した日程の中でセミナーを実施するものとする。

(2) 受託者は、自己の責めに帰すべき事由により会場又は貸与備品を滅失し、若しくははき損したときは、速やかに原状に回復しなければならない。

10 業務の一括再委託の禁止

(1) 受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、本業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議し、承認を得た上で本業務の一部を再委託することができる。

(2) 前項ただし書の場合、受託者は、再委託先にこの仕様に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して、再委託等先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

11 委託料の支払い

委託料は、業務完了後、受託者の請求に基づき支払うものとする。

12 個人情報等の取扱い

本業務の履行に際して知り得た個人情報等の取扱いについては、別紙個人情報等の取扱業務に関する特記仕様書を参照すること。

13 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、本仕様書によるほか、監督職員の指示による。
- (2) 本業務の実施に当たり、本仕様書に定めのない事項等、疑義が生じた場合は別途協議して定める。
- (3) 市と受託者は、連絡を密に行い、業務を円滑に実施するものとする。
- (4) 業務における成果品及びデータ等を含むあらゆる制作物については、市が著作権を持つものとし、市が自由に加工、複製、ホームページの作成、増刷を行い公表できるものとする。
- (5) 受託者が業務を行うに当たり、第三者に及ぼした損害について、損害賠償を行う義務がある場合は、受託者がその責任を負うものとする。